

学校いじめ防止基本方針

西尾市立東幡豆小学校

<いじめの定義>

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

すべての児童は、かけがえのない存在であり、児童が健やかに成長していくことは、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 児童の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 児童は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない児童社会の実現に努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学級担任、生活指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・対策委員会や職員会等で、日頃から気になる児童について情報共有に努め、指導方針や指導方法等の共通理解を図る。
- ・「心のアンケート」や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア** 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ** 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ** 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ** 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ** 「西尾市の学校総点検の日」には、児童一人一人のよりの確な現状把握に努め、いじめ問題に対する意識の高揚を図る。
- カ** 児童集会等で児童が主体となる啓発活動を行い、相手を思いやる心や、友達を大切にする心の育成を図る。
- キ** 年に一回、人権教室を行い、人権擁護委員等の外部の機関と連携を取り、命の大切さ、相手を思いやることの醸成を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア** 児童の様子を観察したり、会話や日記等の内容を把握したりする中で、気になる行動について、学年会や職員会、対策委員会等で情報交換をする。
- イ** いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ** 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

- エ スクールカウンセラー等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

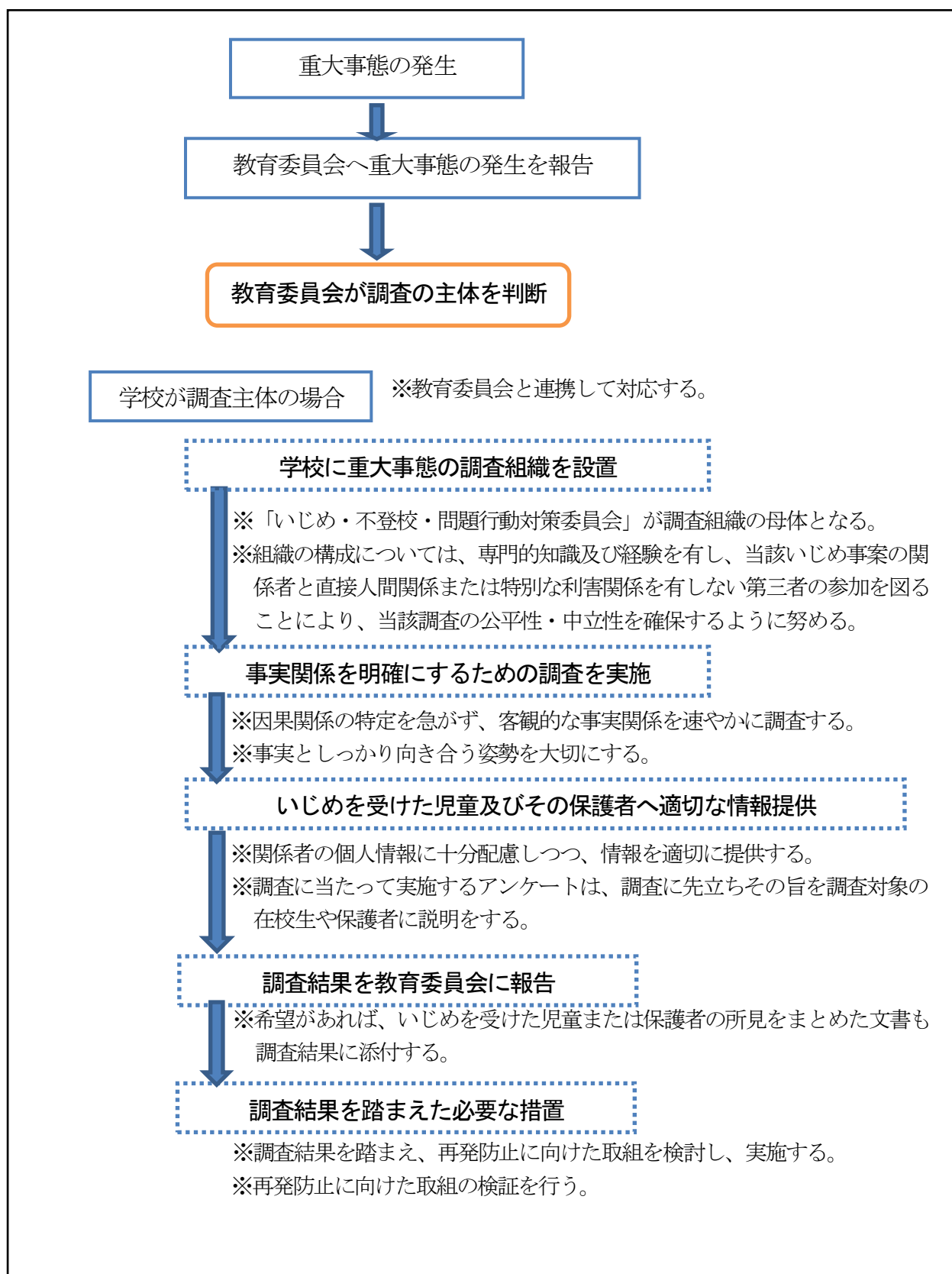
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年に3回実施（7月、11月、2月）するとともに保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（1月）し、いじめ・不登校・問題行動対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<資料> 令和6年度取組の年間計画

		「いじめ・不登校対・問題 行動対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4月	P	○「学校いじめ基本 方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、保護者への 周知 ○学級開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口 の児童、保護者へ の周知 ○身体測定	
5月	D	○現職研修①「児童理 解と学級づくり」	○運動会（協力） ○緑の羽根募金活動（助け合い）		○運動会
6月		○全教職員による「取 組評価アンケート」 の実施→検証	○情報モラル指導（ネットモラル） ○あいさつ運動（愛校心） ○2・5年海の学習（自然愛）	○心のアンケート ○教育相談週間 ○アンケートQU	○授業参観 ○地震引き取り訓練
7月	C				○保護者会
8月	A	○中間評価→検証 ○いじめ不登校対策 委員会			
9月	P		○6年SNS教室（ネットモラル）	○身体測定	○PTA奉仕活動 ○授業参観・スマ ホセミナー
10月	D	○現職研修②（ケース スタディ）	○3年アサギマダラの観察 （自然愛） ○4年民話の里巡り （地域とのふれあい、郷土愛） ○5年野外学習（協力） ○6年生修学旅行（協力）		○アサギマダラの 観察
11月	C	○学校総点検日 ○全教職員による「取 組評価アンケート」 の実施→検証	○学習発表会（協力） ○1年秋見つけ（自然愛） ○4年人権教室 ○赤い羽根募金活動（助け合い）	○心のアンケート ○教育相談週間	○学習発表会
12月	A	○いじめ不登校対策 委員会	○人権週間 ○5・6年福祉実践教室（他者理解）		○保護者会
1月			○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○保護者への学校 評価アンケート
2月		○自己評価 ○いじめ不登校対策 委員会	○感謝の会（感謝、思いやり）	○心のアンケート ○教育相談週間 ○アンケートQU	○感謝の会 ○授業参観
3月	P	○学校関係者評価の 結果を検証し、「基 本方針」の見直し	○お別れ集会（他学年との交流） ○謝恩会（感謝）		○学校評議員会で 取り組みの評価 を行う。
通年	へ	○校内のいじめに関 する情報の収集 ○対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 （月に1回）	○あいさつ運動 ○地域で子どもを 守ろう運動 （月に1回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。